

事 務 連 絡
令和3年7月16日

一般社団法人腎代替療法医療専門職推進協会 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

精神疾患による入院患者や人工透析患者への新型コロナワクチンの
接種体制の確保について

予防接種行政につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

精神科病院の入院患者や透析医療機関で透析中の通院患者は、基礎疾患を有する者として新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの優先接種の対象であると考えられますが、こうした患者は入院又は頻繁な通院(以下「入院等」という。)を要するとともに、入院等を行う医療機関で包括的に日常的な医療を受けている実情があることから、円滑な接種体制の構築に当たって、入院等を行う医療機関の積極的な関与が重要となります。

こうした患者への接種体制が、できるだけ当該患者が入院等を行う医療機関において確保されるよう、本日別添のとおり事務連絡を発出しましたので、情報提供いたします。